

著作物の利用についてのガイドライン

遠隔授業だけでなく、授業の事前事後学修等を目的としてオンラインで学生に教材資料の配布や動画配信をする場合も含め、これら教材等に他人の撮影した写真や論文その他の著作物が使われることがあります。

その場合に、著作権法の問題が生じることがあります。

そこで以下、

- 1 著作物が使用されている教材のオンラインでの配布
- 2 著作物を利用した授業のリアルタイム配信
- 3 著作物を利用した授業で録画したものをオンデマンドで配信
- 4 著作物を利用した双方向授業

の4つの場合について、著作権法上留意すべき点をガイドラインとして示すこととします。

2018年に教育の情報化の推進のため著作権法の改正が行われ、2020年4月28日付で施行されました。これにより、教育機関の設置者が指定管理団体（略称：SARTRAS）へ補償金を支払うことで、遠隔授業実施時における無許諾での著作物の利用の範囲が拡大されたこととなりますが、すべての著作物が無許諾の対象ではないことをまず念頭におく必要があります。また、改正法第35条1項のただし書「著作権者の利益を不当に害する」の内容に解釈の余地が残されているため、例外的に利用できない場合や著作権以外の法的問題が生じる場合がありますので、十分留意してください。授業担当者におかれては、各自で必ず著作権法や文部科学省文化庁のHP（<https://www.bunka.go.jp/index.html>）等で関連情報を確認してください。

なお、遠隔授業を行う場合であっても、授業で使用する教科書を履修登録学生が購入することが大前提です。

1 著作物が使用されている教材のオンライン配信

ICTツール（WebFolderやMicrosoft Teams等）を活用し、教材等をアップロードして学生に配信する方策が示されています。こうしたオンライン配信は、著作権法35条1項により、原則、行うことができます。

○著作権法

第35条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、

公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 略

○ガイドライン

- ・未公表のものは使えない
- ・教員自身が配信（＝アップロード）することが原則。
 - *しかし、具体的な配信内容（配信部分、配信先）を明示して、TAや事務職員が学内の設備を用いて配信することは許される。
 - *同じ教材を複数の教員が利用する場合には、配信をする者に対して、授業を担当する者全員が具体的な配信内容を指示していればよい。（指示はメールで構わない）
- ・配信先は授業を受ける学生（＝履修登録学生）が原則。
 - *「特定少数」である必要はない。
 - *履修期間が終了した場合には、配信を停止するか学生の受信を不可とする措置をとる。
- ・出所を明示する慣行がある場合には、明示しなければならない。
 - *多くの者が明示して利用するような実態があれば、そうした利用にあたっては出所を明示すべき。
- ・著作権者の利益を不当に害するような配信はできない。具体的には、以下のとおり。
 - *著作物丸ごとの配信（ただし短歌、俳句など短い言語の著作物、単体で著作物を構成する写真、絵画（イラスト、版画等含む。）、彫刻その他の美術の著作物、及び地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物は、丸ごとでもOK。なお、丸ごとでないとしても、利用する著作物の大きな部分を配信することは、授業での必要性を考慮しつつも、できる限り避ける。）
 - *著作物の「小部分」とはいえない部分の配信は、授業での必要性を考慮しつつも、できる限り避ける。
 - *美術作品や写真について高画質（32,400画素を超えるもの）の配信はできない。
 - *大学の授業での利用を想定している教材の配信はできない。（大学生向けのテキストを電子データ化して購入の代替となるような形で配信するなど。但し、記述の限られた一部分であれば、自ら作成した教材中に「引用」して利用できる場合があります。）
 - *経済的価値の高いものの配信（コンピュータ・プログラム等）はできない。

35条1項の条文にある「公衆送信」とは、不特定又は多数の者に向けて著作物を放送や有線放送、自動公衆送信（Web上の配信など、リクエストに応じて自動的に行う送信）する行為等をいいます。多数の者にメールで送信する行為も含まれます。また「送信可能化」とは、著作物を自動公衆送信し得るようアップロードする行為をいいます。そして以上の行為全体に著作権者の「公衆送信権」が及びます。

しかし35条1項によって、授業の過程における利用の目的であれば授業を担当する者等は著作物を公衆送信できます。具体的には、本項のように著作物を利用した教材をオンライン配信する行為もできますし、2から4に掲げた行為も行うことができます。

なお、「著作権者の利益を不当に害する・・・」美術作品や写真にかかる「32,400画素」については、「著作権者の利益を不当に害する」ものとして他においても用いられている基準です。そこでここでもこの基準を用いることとしました。

2 著作物を利用した授業のリアルタイム配信

「Microsoft Teams」の機能を利用して、リアルタイムで授業を配信する手段が提供されています。その配信内容に著作物が含まれる場合（映写したレジュメに著作物が使用され、それが配信される場合や、教員等が著作物を読み上げ、それが配信される場合など）は、著作権法35条1項に基づいて、原則、行うことができます。

○著作権法

第35条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは**公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。**以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 略

○ガイドライン

- ・未公表のものは使えない
- ・教員自身が配信（＝アップロード）することが原則。
 - *しかし、具体的な配信内容（配信部分、配信先）を明示して、TAや事務職員が学内の設備を用いて配信することは許される。
 - *同じ教材を複数の教員が利用する場合には、配信をする者に対して、授業を担当する者全員が具体的な配信内容を指示していればよい。（指示はメールで構わない）
- ・授業の様子のみならず、配信に用いるパソコン内のファイルを表示する機能を用いて、そのファイル内容を送信することもできる。
- ・配信先は授業を受ける学生（＝履修登録学生）が原則。
 - *「特定少数」である必要はない。
 - *youtubeを利用する場合には、設定を「非公開」として授業を受ける学生のみ閲覧を許可する。
 - *履修期間が終了した場合には、配信を停止するか学生の受信を不可とする措置をとる。
- ・著作権者の利益を不当に害するような配信はできない。具体的には、以下のとおり。
 - *著作物丸ごとの配信（ただし短歌、俳句など短い言語の著作物、単体で著作物を構成する写真、絵画（イラスト、版画等含む。）、彫刻その他の美術の著作物、及び地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物は、丸ごとでもOK。なお、丸ごとでないとしても、利用する著作物の大きな部分を配信することは、授業での必要性を考

慮しつつも、できる限り避ける。)

*著作物の「小部分」とはいえない部分の配信は、授業での必要性を考慮しつつも、できる限り避ける。

*美術作品や写真について高画質（32,400画素を超えるもの）の配信はできない。

*大学の授業での利用を想定している教材の配信はできない。（大学生向けのテキストを電子データ化して購入の代替となるような形で配信するなど。但し、記述の限られた一部であれば、自ら作成した教材中に「引用」して利用できる場合があります。）

*経済的価値の高いものの配信（コンピュータ・プログラム等）はできない。

3 著作物を利用した授業で録画したものをオンデマンドで配信

著作権法35条1項に基づいて、「Microsoft Teams」等を利用して授業内容を録画し、「Microsoft Teams」に蓄積することができます。また、それを学生にオンデマンドで配信することも可能です。その際のガイドラインは2と同様です。

4 著作物を利用した双方向授業

著作権法35条1項に基づいて、「Microsoft Teams」の機能を利用して、双方向授業を行うこともできます。その際のガイドラインは2と同じです。

○改正後の著作権法

第35条

2 前項の規定により**公衆送信**を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、**相当な額の補償金**を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

この補償金についての権利行使は、文化庁長官が指定した団体がある場合には、その団体のみが行行使することができ、すでに一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）という団体が指定を受けています。そして補償金額は文化庁長官が認可することになっています。当該補償金については、「授業目的公衆送信補償金制度」に則り、摂南大学の設置者である学校法人常翔学園が支払っています。

なお、本ガイドラインは、大阪工業大学 知的財産学部が作成されて運用されているガイドラインを、摂南大学で行う遠隔授業に沿う形で修正して整理したものです。

2021年3月11日

常翔学園 摂南大学

參考資料

平成30年著作権法改正(授業目的公衆送信補償金制度)の早期施行

令和2年4月17日(金)

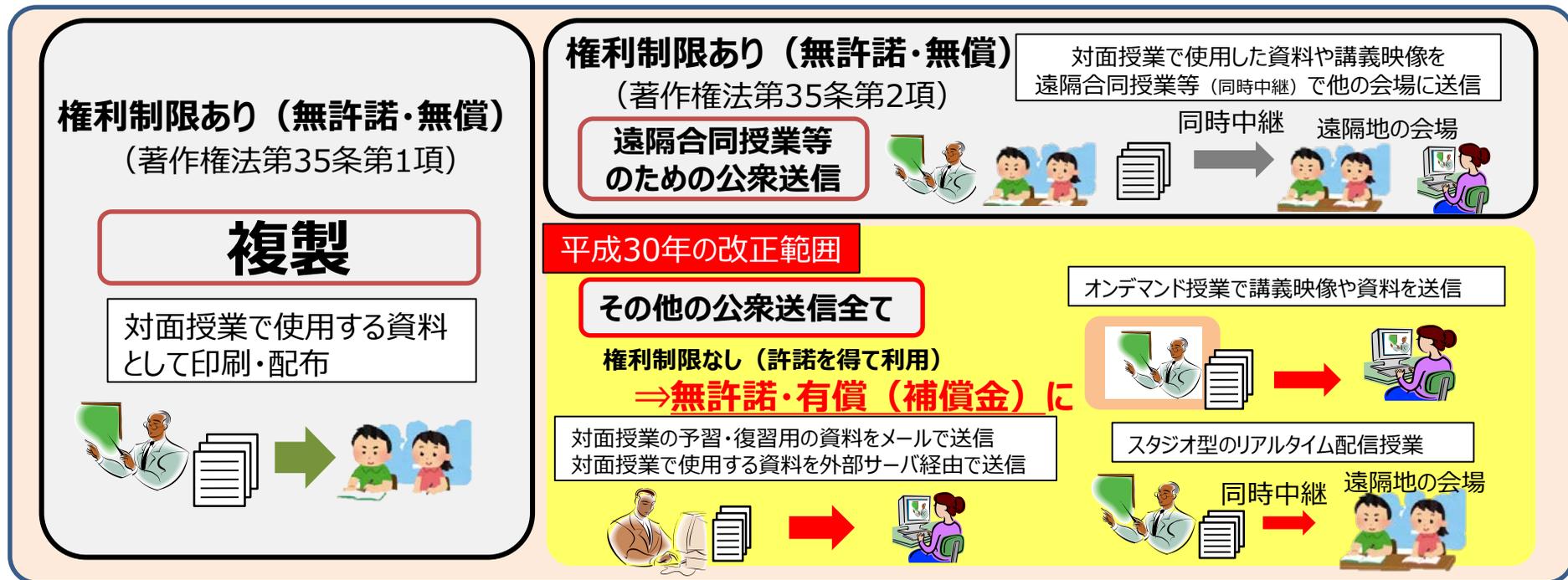
文化庁著作権課長

岸本 織江

教育の情報化に対応した平成30年著作権法改正の概要

- 従来より、教育機関の授業の過程における著作物の利用は、①**対面授業のために複製すること**や、②**対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業等のために公衆送信すること**は、著作権の権利制限規定（第35条）により、**無許諾で可能**であった。
- 一方、従来は、**その他の公衆送信は権利者の許諾が必要**となっていたため、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。
- このため、平成30年に**著作権法を改正し、「その他の公衆送信」について、補償金を支払うことにより、無許諾で可能**とした。

学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い



法案成立後の流れ

- 平成30年5月 著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）の成立（5月18日）、公布（5月25日）
（第35条関係規定は、法律公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日（**令和3年5月24日**）までに施行とされている。）
- 平成31年2月 文化庁の指定管理団体として、授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）を指定。
- 令和元年度～ SARTRASが、令和3年4月からの施行を目指し準備。また、改正法の運用指針（ガイドライン）について教育関係者と調整中。
- 令和2年度 SARTRASにおいて、**令和2年度に限って、補償金額を特例的に無償として申請**することを決定（令和2年4月6日）。
新型コロナウイルス感染症の流行に伴う遠隔授業等のニーズに対応するため、当初の予定を早めて、令和2年4月28日から施行。

平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」について

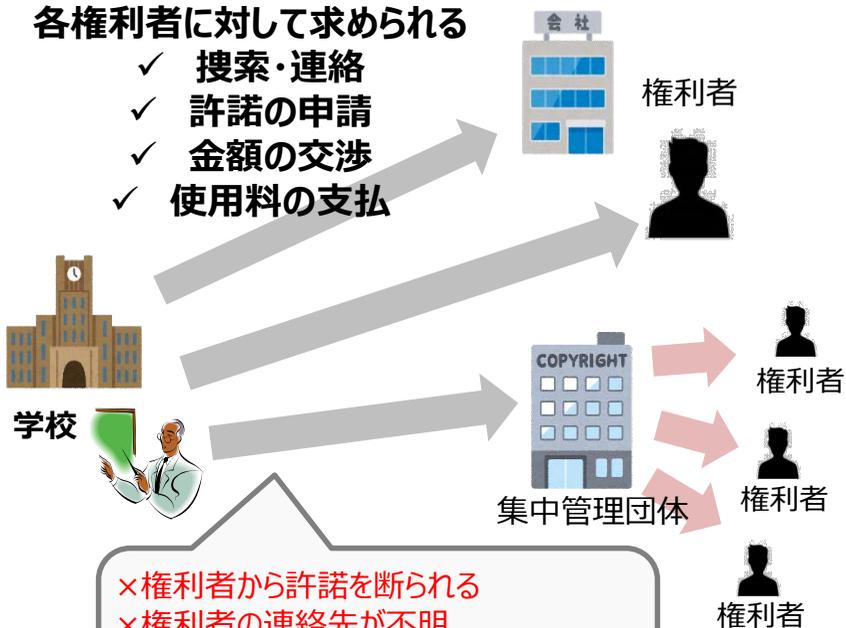
学校等の授業の過程における、**遠隔合同授業等以外の公衆送信**により著作物を利用する場合

改正前

著作物毎に、利用の都度許諾を得ること
対価を支払うことが必要

各権利者に対して求められる

- ✓ 検索・連絡
- ✓ 許諾の申請
- ✓ 金額の交渉
- ✓ 使用料の支払



- × 権利者から許諾を断られる
- × 権利者の連絡先が不明
- × 集中管理されていない権利者が多い
- × 手続きが煩雑で授業に間に合わない

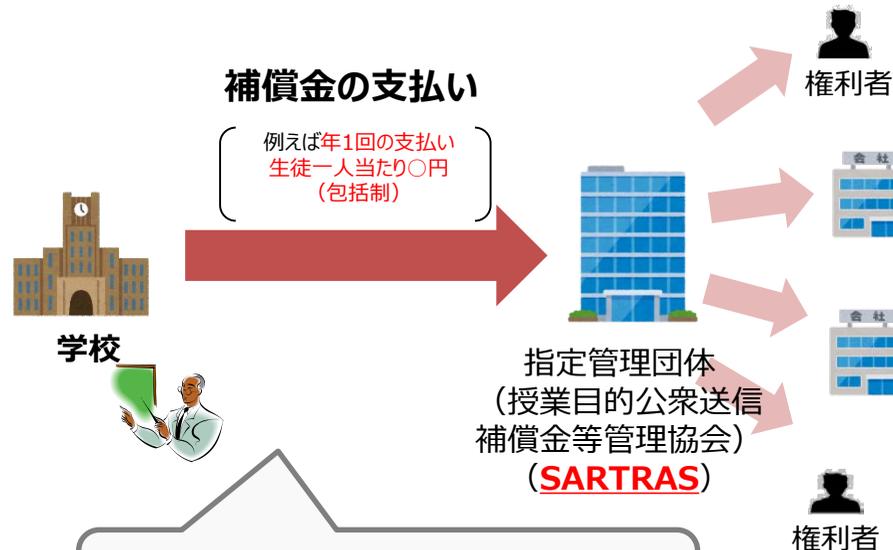
改正後

権利制限により、ワンストップの窓口にて
一定の補償金を支払えば著作物を適法に利用可能

※補償金額については、補償金徴収分配団体が教育関係者からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可する。

補償金の支払い

例えば年1回の支払い
生徒一人当たり〇円
(包括制)



- 権利者に許諾なく自由に利用可能
- 簡便かつ迅速な手続きで利用可能

「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行に向けた経緯・今後の見通し

3月4日 文部科学省における一斉臨時休業の要請を受け、文化庁から関係団体に対し、現行著作権法下における円滑な著作物利用のための格別のご配慮を要請
⇒ これに基づき、主要な団体においては、無償許諾などの配慮を積極的に実施

3月10日 日本教育工学会等から指定管理団体（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会）に対し、「授業目的公衆送信補償金制度」の速やかな施行などを要望

3月25日 文化庁から指定管理団体に対し、「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行の検討を要請

3月30日 7国立大学及び国立情報学研究所から文化庁及び指定管理団体に対し、早期施行を要望

3月31日 自民党において「緊急経済対策第三弾への提言」をとりまとめ

（前略）平成30年著作権法改正による授業目的公衆送信補償金制度について、令和2年度は補償金額を特例として無償としつつ、令和2年4月中の施行を目指すこと

4月6日 指定管理団体において、令和2年度に限り、補償金額を特例的に無償として申請することを決定

4月7日 文部科学省として正式に「授業目的公衆送信補償金制度」を4月中に施行することを発表
「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定

（前略）授業目的公衆送信補償金制度について、教育現場の負担に十分に配慮した形で、本年4月中からの暫定的な運用開始を目指す。

4月8日～ 指定管理団体が、補償金額について教育機関の設置者を代表する団体から意見聴取

4月16日 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」において、運用方針等を議論・とりまとめ

（以下は今後の見通し）

4月中下旬 指定管理団体からの補償金額の認可申請を受けて、文化審議会で審議 ⇒ 文化庁長官による認可

4月28日 平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」が施行

著作権法第35条第1項の規定

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 ①学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)
において②教育を担当する者及び授業を受ける者は、③その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を④複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。⑤ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(※) 別途、著作権法第32条(引用)の規定によって自由に利用できる場合もある。

(例: オンライン授業において、絵画などを画面に表示しながら、口頭で解説・批評を行う)

著作権法第35条第1項における主要要件

① 対象施設

学校その他の教育機関(営利を目的としないもの) ※ 塾・予備校(認可なし)は×

② 対象主体

教育を担任する者(教員等) + 授業を受ける者(児童・生徒・学生等)

※ 教員等の指示の下、事務職員等の補助者が行うことも可

※ 教育委員会等の組織が主体となるのは×

③ 利用の目的・限度

「授業の過程」における利用に必要と認められる限度

※ 教育課程外の教育活動(例:部活動)も含まれるが、職員会議などは×

※ その授業と関係のない他の教員・教育機関と共有するのは×

※ その授業で取り扱う範囲を超えてコピー・送信するのは×

④ 対象行為

複製、公衆送信、公衆送信を受信して公に伝達

⑤ 権利者利益への影響

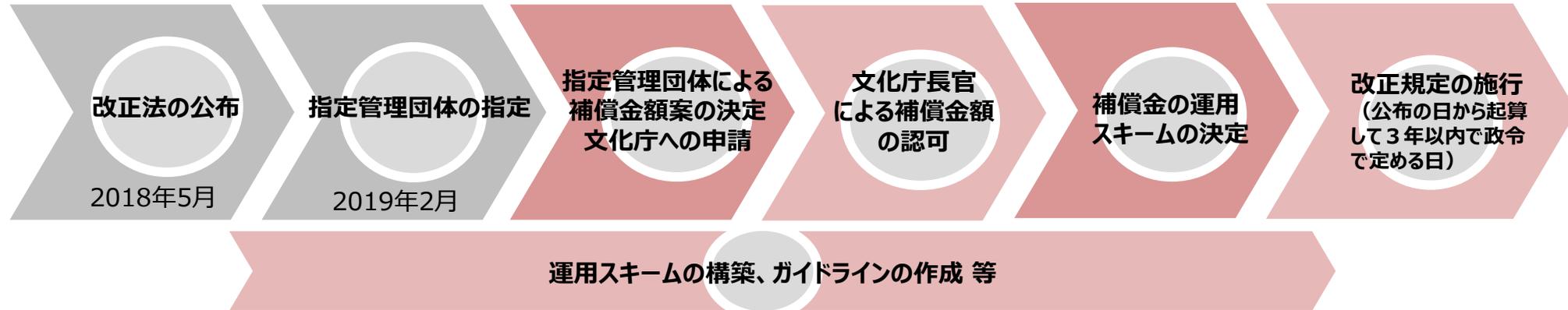
その著作物の種類や用途、複製の部数などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと

※ ドリル・ワークブックなど、児童生徒等の購入を想定した著作物のコピー・送信は×

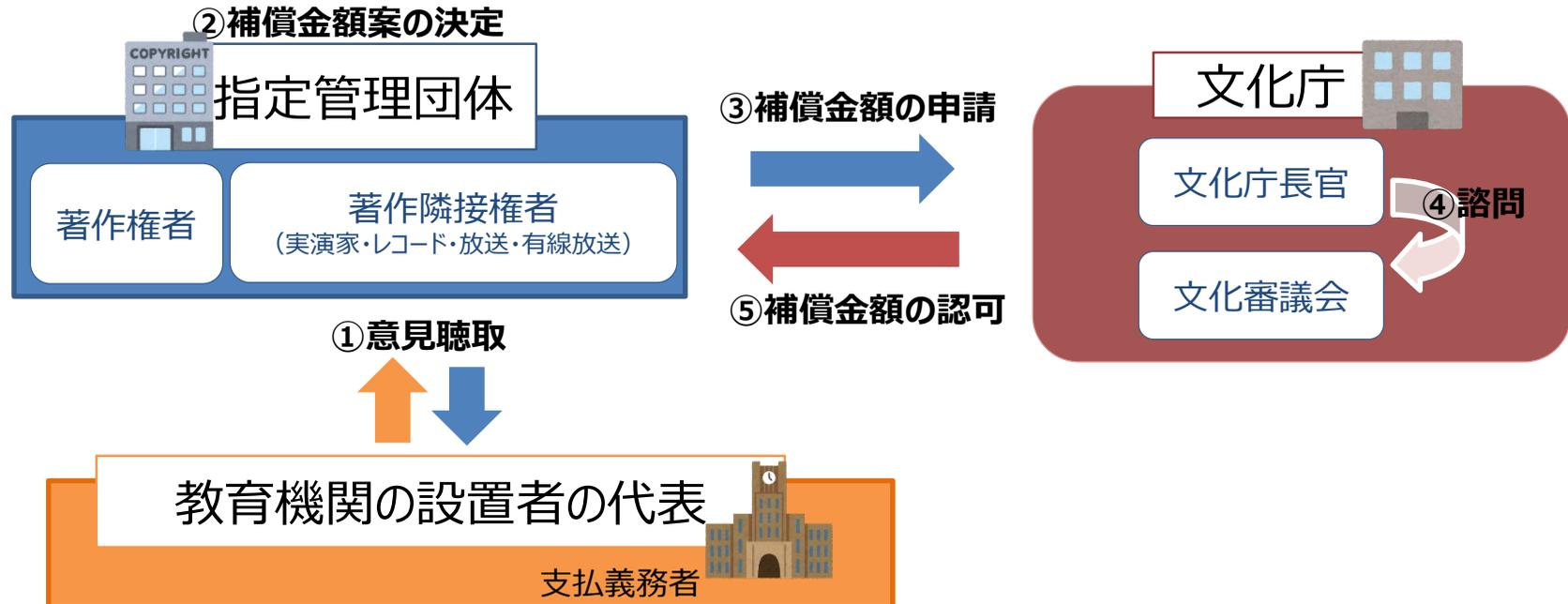
※ 授業を受ける者に限らず誰もが見られるようにインターネット上に公開するのは×

授業目的公衆送信補償金制度開始までの流れ

制度開始（施行）までのプロセス



補償金額の決定プロセス



指定管理団体について

授業目的公衆送信補償金は、文化庁長官が指定する指定管理団体（全国を通じて1個に限る）のみが権利行使できることが予定されている（第104条の12）。

➔ 平成31年2月15日に「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」が指定管理団体として指定された。

（同協会は、教育分野に係る権利者団体39団体により平成28年9月に設立された「教育利用に関する著作権等管理協議会」を母体とし、平成31年1月22日に設立された。なお、「教育利用に関する著作権等管理協議会」は、文化審議会著作権分科会において、著作権法第35条の権利制限規定の整備に伴い補償金制度の導入がなされることとなった場合に、補償金の徴収分配の受皿となる団体を設立して必要な準備に当たる旨の方針を表明していた。）

協会の概要

名称：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

英名：Society for the Administration of Remuneration for
Public Transmission for School Lessons

略称：SARTRAS（サートラス）

設立：2019年1月22日設立

代表理事：土肥一史

（弁護士、吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授）



〔目的〕

本会は、著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の権利を有する者（以下「権利者」という。）のために、授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）を受け取る権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、教育分野の著作物等の利用の円滑化を図るとともに、あわせて著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の普及発展に寄与することを目的とする。

〔実施する事業〕

- (1) 著作権法（以下「法」という。）第104条の13第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受け取る権利の行使に関すること
- (2) 著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
- (3) 著作権制度の普及啓発及び調査研究
- (4) 著作物の創作の振興及び普及
- (5) 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
- (6) 教育における著作物等の利用に関する調査研究
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

社員一覧

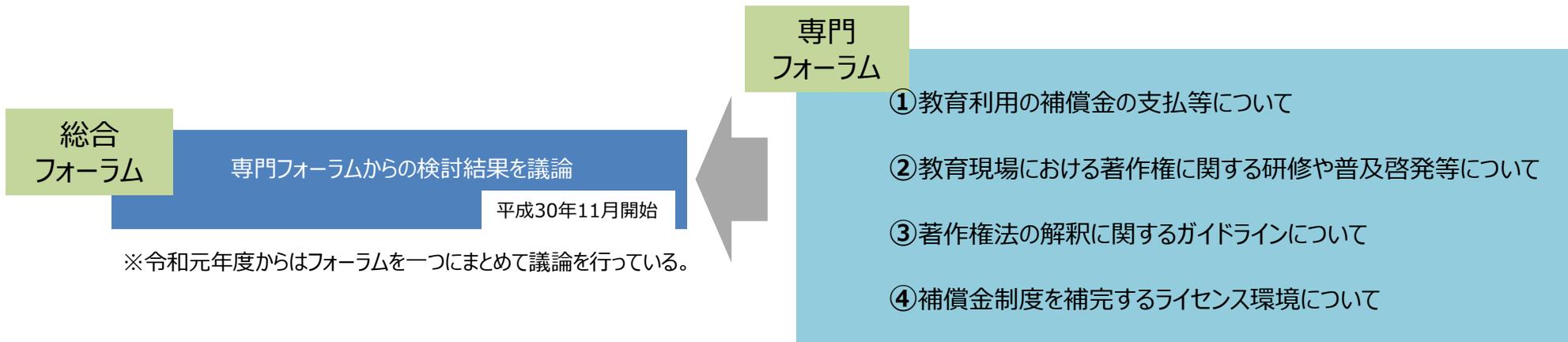
（令和2年1月末時点）

社員	構成員団体
新聞教育著作権協議会	一般社団法人新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人学術著作権協会 公益社団法人日本文藝家協会 協同組合日本脚本家連盟 協同組合日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人日本写真著作権協会 一般社団法人日本美術著作者連合 公益社団法人日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人日本雑誌協会 一般社団法人日本書籍出版協会 一般社団法人自然科学書協会 一般社団法人日本医書出版協会 一般社団法人出版梓会 一般社団法人日本楽譜出版協会 一般社団法人日本電子書籍出版社協会 日本児童図書出版協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人日本音楽著作権協会 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人日本民間放送連盟 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

権利者団体と教育関係者が共同してフォーラムを設置し、文化庁・文部科学省、有識者等より助言を得つつ、改正法に基づく制度の構築をはじめとする環境整備に取り組んでいる。

昨年度より①補償金の支払等 ②教育現場における普及啓発 ③著作権法の解釈に関するガイドライン ④補償金制度を補完するライセンス環境について検討がなされ、今年度は③を中心に議論が進められている。（令和元年度は計8回開催）



(構成団体・構成員例)

利用者側
(総合フォーラム委員)

- 全国都道府県教育委員会連合会
- 全国市町村教育委員会連合会
- 日本私立小学校連合会
- 日本私立中学高等学校連合会
- 一般社団法人国立大学協会
- 日本私立大学団体連合会
- 一般社団法人公立大学協会
- 国立高等専門学校機構
- 全国公立短期大学協会
- 全国専修学校各種学校総連合会
- その他 有識者 関係団体 等

権利者側

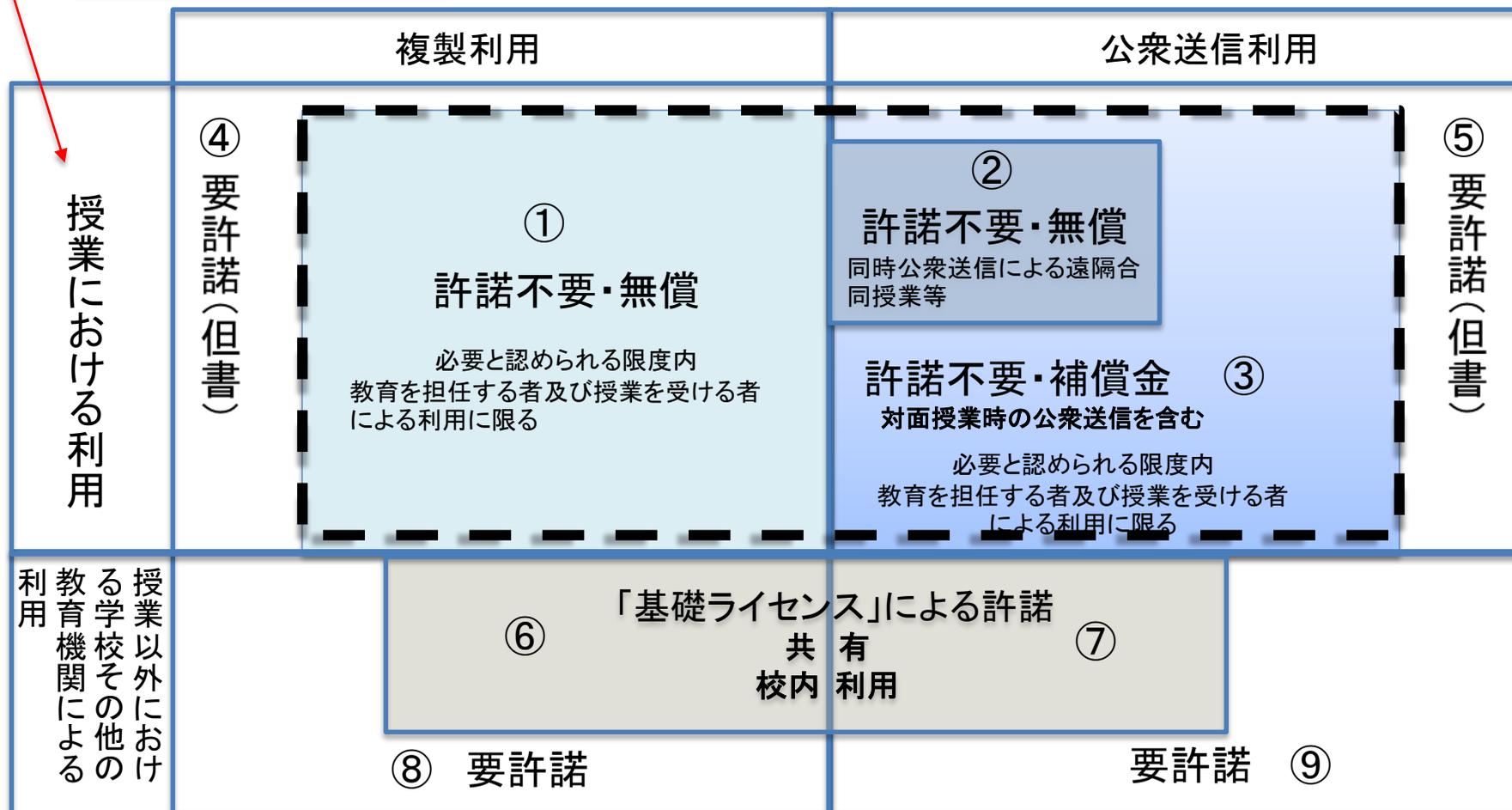
- 一般社団法人日本写真著作権協会
- 一般社団法人日本書籍出版協会
- 日本放送協会
- 協同組合日本脚本家連盟
- 一般社団法人日本雑誌協会
- 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
- 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- 一般社団法人日本音楽著作権協会
- 一般社団法人日本レコード協会
- 一般社団法人日本民間放送連盟
- 一般社団法人日本新聞協会
- 一般社団法人日本美術著作権連合
- 公益社団法人日本文藝家協会
- 一般社団法人学術著作権協会

著作権法の解釈に関する運用指針（ガイドライン）について

※この図は、著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの場で検討中のため、今後修正される可能性があります。

改正著作権法35条

教育機関における利用と権利制限・補償金との関係整理



※ただし、他の権利制限規定により許諾不要・無償で利用できる場合もあります。

IV. 強靱な経済構造の構築

3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

学校等の授業をオンラインで行う場合、教材として使用する著作物について個々に許諾を得ることなく使用できるようにするための授業目的公衆送信補償金制度について、教育現場の負担に十分に配慮した形で、本年4月中からの暫定的な運用開始を目指す。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる(下記「○遠隔教育について実施すべき事項」)。

・ 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行(文部科学省)

○遠隔教育について実施すべき事項

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、以下のような柔軟な運用も含め、家庭での学習支援等による児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる。

(5) オンラインでの学びに対する著作権要件の整理

デジタルの資料配布を原則許諾不要・補償金とする著作権法の一部を改正する法律は公布日(平成30年5月25日)から3年以内に施行されるところ、これを即時に施行するとともに、令和3年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。

「授業目的公衆送信補償金制度」の今後の運用について

令和2年4月16日

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

別紙に記載した団体の関係者及び有識者で構成される本フォーラムは、平成30年著作権法改正により創設された「授業目的公衆送信補償金制度」（以下「新制度」という。）について、以下のとおり、令和2年度の緊急的かつ特例的な運用と、令和3年度以降の本格的な運用に向けた準備を進めていくことを確認する。この取扱いについては、関係者や文化庁・文部科学省が協力しつつ、様々な機会を活用して教育現場に対する周知等を行っていくこととする。

1. 令和2年度の緊急的かつ特例的な運用について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴うオンラインでの遠隔授業等のニーズに緊急的に対応するため、令和2年4月28日から、新制度の緊急的かつ特例的な運用を開始すること。その際、以下のとおり運用を行うこと。

- (1) 令和2年度に限った新制度に関する運用指針（ガイドライン）は、本フォーラムにおいてこれまで整理しつつあったものとは別途、別添のとおりにする。
- (2) 指定管理団体である一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下「協会」という。）は、文化庁長官に対して、令和2年度に限った特例的な補償金額（無償）について認可申請を行う。
- (3) ①新制度を利用する教育機関の設置者は、事前に（事前が難しい場合は、利用開始後速やかに）協会に対してその教育機関名の届出を行うとともに、②協会は、教育機関に過度な負担がかからない範囲で著作物の利用実績を把握するため、教育機関の協力を得てサンプル調査を行う（②の実施方法については、教育機関に過度な負担をかけないように十分に留意しつつ、今後、協会において教育機関と相談しつつ整理する）。

2. 令和3年度以降の本格的な運用について

令和3年4月から、新制度の本格的な運用を開始できるよう、以下の点を前提として認識しつつ、今後の議論を建設的かつ速やかに進めること。

- (1) 令和3年度以降の新制度に関する運用指針（ガイドライン）については、上記1.（1）とは別途、これまでの本フォーラムにおける議論を踏まえ、引き続き議論を継続し、令和3年度からの新制度の利用を希望する教育機関にとって極力支障がないよう取りまとめることを目指す。
- (2) 協会は、令和3年度からの新制度の利用を希望する教育機関にとって極力支障がないよう、教育機関の設置者を代表する各団体への意見聴取を行った上で、文化庁長官に対して、令和3年度以降の補償金額（有償）について認可申請を行う。
- (3) 令和3年度以降における利用実績の把握の方法については、権利者への補償金の正確な分配と教育機関の負担軽減とのバランスを考慮し、別途、協会において教育機関と相談しつつ整理する。

(以上)

(別紙)

本フォーラム関係団体一覧

【フォーラム構成員の所属団体】

<教育関係団体>

全国都道府県教育委員会連合会
全国市町村教育委員会連合会
日本私立小学校連合会
全国連合小学校長会
日本私立中学高等学校連合会
全日本中学校長会
全国高等学校長協会
日本私立高等専門学校協会
一般社団法人国立大学協会
日本私立大学団体連合会
公益財団法人私立大学通信教育協会
一般社団法人公立大学協会
一般社団法人大学 ICT 推進協議会
独立行政法人国立高等専門学校機構
全国公立短期大学協会
全国専修学校各種学校総連合会

<権利者団体>

一般社団法人日本写真著作権協会
一般社団法人日本書籍出版協会
日本放送協会
協同組合日本脚本家連盟
一般社団法人日本雑誌協会
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
一般社団法人日本音楽著作権協会
一般社団法人日本レコード協会
一般社団法人日本民間放送連盟

一般社団法人日本新聞協会
一般社団法人日本美術著作権連合
公益社団法人日本文藝家協会
一般社団法人学術著作権協会
一般社団法人教科書著作権協会
一般社団法人超教育協会

【オブザーバー（関係省庁）】

文化庁著作権課
文部科学省総合教育政策局政策課
文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

2020年4月16日

改正著作権法第35条運用指針

(令和2(2020)年度版)

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

本運用指針(ガイドライン)は、令和2年度における授業目的公衆送信補償金制度の緊急的かつ特例的な運用のために、本フォーラムにおいてこれまで整理しつつあったものとは別に策定されたものです。令和3年度以降のこの制度に関する運用指針(ガイドライン)は、これまでの本フォーラムにおける議論を踏まえ、引き続き議論を行った上で、取りまとめられます。

目次

■改正著作権法第35条（平成30（2018）年改正）	3
用語の定義	4
① 「複製」	4
② 「公衆送信」	4
③ 「学校その他の教育機関」	5
④ 「授業」	6
⑤ 「教育を担当する者」	7
⑥ 「授業を受ける者」	7
⑦ 「必要と認められる限度」	7
⑧ 「公に伝達」	7
⑨ 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」	8
参考資料	12
1 授業の過程における利用行為と著作権法上の扱いについて	12
2 著作権法における権利制限の例	13
3 関連法令、根拠法令等	15
（1）非営利の教育機関	15
（2）初等中等教育での「授業」	16
（3）高等教育での「授業」	18
（4）社会教育施設での「授業」	21

■改正著作権法 第35条（平成30（2018）年改正）

改正著作権法第35条は、「学校その他の教育機関」で「教育を担当する者」と「授業を受ける者」に対して、「授業の過程」で著作物を無許諾・無償で複製すること、無許諾・無償又は補償金で公衆送信（「授業目的公衆送信」）すること、無許諾・無償で公に伝達することを認めています。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではありません。

<条文>

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

※著作権法の定めにより、授業目的公衆送信補償金制度は著作隣接権に対しても準用されます。

※「引用」などの権利制限規定が適用される場合には、無許諾で利用できます。なお、本条のほか、デジタル方式による私的録音録画（30条2項）、教科書・デジタル教科書・営利目的の拡大教科書への掲載（33条、33条の2、33条の3）、営利目的の試験への複製・公衆送信（36条）、視聴覚教育センター等におけるビデオの貸出し（38条5項）等については補償金の支払いが必要です。

用語の定義

①「複製」

手書き、キーボード入力、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により、既存の著作物の一部又は全部を有形的に複製することをいいます（著作権法第2条1項15号。著作物だけでなく、実演、レコード、放送・有線放送の利用についても同様です）。

該当する例	<ul style="list-style-type: none">・ 黒板への文学作品の板書・ ノートへの文学作品の書き込み・ 画用紙への絵画の模写・ 紙粘土による彫刻の模造・ コピー機を用いて紙に印刷された著作物を別の紙へコピー・ コピー機を用いて紙に印刷された著作物をスキャンして変換したPDFファイルの記録メディアへの保存・ キーボード等を用いて著作物を入力したファイルのパソコンやスマホへの保存・ パソコン等に保存された著作物のファイルのUSBメモリへの保存・ 著作物のファイルのサーバーへのデータによる蓄積（バックアップも含む）・ テレビ番組のハードディスクへの録画
-------	--

②「公衆送信」

放送、有線放送、インターネット送信（サーバーへ保存するなどしてインターネットを通じて送信できる状態にすること（「送信可能化」を含む））その他の方法により、不特定の者または特定多数の者（公衆※）に送信することをいいます（著作権法第2条1項7号の2、2条5項。著作隣接権の側面では、実演を放送・有線放送、送信可能化すること、レコードを送信可能化すること、放送・有線放送を再放送・再有線放送・有線放送・放送、送信可能化することがこれに相当します）。

ただし、校内放送のように学校の同一の敷地内（同一の構内）に設置されている放送設備やサーバー（構外からアクセスできるものを除きます）を用いて行われる校内での送信行為は公衆送信には該当しません。

該当する例	<ul style="list-style-type: none">・ 学外に設置されているサーバーに保存された著作物の、履修者等からの求めに応じた送信・ 多数の履修者等（公衆）への著作物のメール送信・ 学校のホームページへの著作物の掲載・ テレビ放送・ ラジオ放送
-------	---

※一般的に、授業における教員等と履修者等間の送信は、公衆送信に該当すると考えられます。

③「学校その他の教育機関」

組織的、継続的に教育活動を営む非営利の教育機関。学校教育法その他根拠法令（地方自治体が定める条例・規則を含む）に基づいて設置された機関と、これらに準ずるところをいいます。

<p>該当する例 (カッコ内は根拠法令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、各種学校、専修学校、大学等（学校教育法） ・防衛大学校、税務大学校、自治体の農業大学校等の大学に類する教育機関（各省の設置法や組織令など関係法令等） ・職業訓練等に関する教育機関（職業能力開発促進法等） ・保育所、認定こども園、学童保育（児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律） ・公民館、博物館、美術館、図書館、青少年センター、生涯学習センター、その他これに類する社会教育機関（社会教育法、博物館法、図書館法等） ・教育センター、教職員研修センター（地方教育行政の組織及び運営に関する法律等） ・学校設置会社経営の学校（構造改革特別区域法。営利目的の会社により設置される教育機関だが、特例で教育機関に該当）
<p>該当しない例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営利目的の会社や個人経営の教育施設 ・専修学校または各種学校の認可を受けていない予備校・塾 ・カルチャーセンター ・企業や団体等の研修施設

④「授業」

学校その他の教育機関の責任において、その管理下で教育を担当する者が学習者に対して実施する教育活動を指します。

<p>該当する例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講義、実習、演習、ゼミ等（名称は問わない） ・初等中等教育の特別活動（学級活動・ホームルーム活動、クラブ活動、児童・生徒会活動、学校行事、その他）や部活動、課外補習授業等 ・教育センター、教職員研修センターが行う教員に対する教育活動 ・教員の免許状更新講習 ・通信教育での面接授業¹、通信授業²、メディア授業³等 ・学校その他の教育機関が主催する公開講座（自らの事業として行うもの。収支予算の状況などに照らし、事業の規模等が相当程度になるものについては別途検討する） ・履修証明プログラム⁴ ・社会教育施設が主催する講座、講演会等（自らの事業として行うもの）
<p>該当しない例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入学志願者に対する学校説明会、オープンキャンパスでの模擬授業等 ・教職員会議 ・大学でのFD⁵、SD⁶として実施される、教職員を対象としたセミナーや情報提供 ・高等教育での課外活動（サークル活動等） ・自主的なボランティア活動（単位認定がされないもの） ・保護者会 ・学校その他の教育機関の施設で行われる自治会主催の講演会、PTA主催の親子向け講座等

※履修者等による予習、復習は「授業の過程」とする。

※次の①～③は、授業の過程での行為とする。

- ①送信された著作物の履修者等による複製
- ②授業用資料作成のための準備段階や授業後の事後検討における教員等による複製
- ③自らの記録として保存しておくための教員等または履修者等による複製

※高等専門学校は高等教育機関だが、中等教育と同様の教育課程等について本運用指針での対応する部分が当てはまる。

¹ 通学制の大学と同様の授業

² 教科書等（インターネット配信を含む）で学んで添削指導や試験を受ける授業

³ インターネットを通して教員と学生が双方向でやりとりして学ぶ授業。リアルタイムに行う「同時双方向型」と、サーバーにコンテンツを置く「非同時双方向型」がある。

⁴ 社会人等の学生以外の者を対象とした教育プログラム。修了者には学校教育法に基づく履修証明書が交付される。

⁵ Faculty Development。教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み

⁶ Staff Development。職員を対象とした管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取り組み

⑤ 「教育を担当する者」

授業を実際に行う人（以下、「教員等」という）を指します。

該当する例	・教諭、教授、講師等（名称、教員免許の有無、常勤・非常勤などの雇用形態は問わない）
-------	---

※教員等の指示を受けて、事務職員等の教育支援者及び補助者らが、学校内の設備を用いるなど学校の管理が及ぶ形で複製や公衆送信を行う場合は、教員等の行為とする。

⑥ 「授業を受ける者」

教員等の学習支援を受けている人、または指導下にある人（以下、「履修者等」という）を指します。

該当する例	・名称や年齢を問わず、実際に学習する者（児童、生徒、学生、科目履修生、受講者等）
-------	--

※履修者等の求めに応じて、事務職員等の教育支援者及び補助者らが、学校内の設備を用いるなど学校の管理が及ぶ形で複製や公衆送信を行う場合は、履修者等の行為とする。

⑦ 「必要と認められる限度」

授業に必要な部分・部数に限られます。

該当する例	・クラス単位や授業単位（大学の講義室での講義をはじめ、クラスの枠を超えて行われる授業においては、当該授業の受講者数）までの利用 ・履修者等へ配付するのと同じ複製物の授業参観、研究授業の参加者への配付
-------	--

⑧ 「公に伝達」

公表された著作物であって、公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することをいいます。

該当する例	・授業内容に関するネット上の動画を授業中に受信し、教室に設置されたディスプレイ等で履修者等に視聴させる。
-------	--

⑨ 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」

改正著作権法第 35 条の範囲内で他人の著作物を無許諾・無償又は無許諾・有償（補償金）により利用する際には、授業の過程における著作物の利用にあたって、著作権者の権利を不当に害しないよう、即ち、学校等の教育機関で複製や公衆送信の利用行為が行われることによって、現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物の潜在的販路を阻害したりすることのないよう、十分留意する必要がある。

もし、授業の過程における著作物の利用が著作権者の利益を不当に害する場合は、無許諾・無償又は無許諾・有償（補償金）で利用できる範囲を超えているものとして著作権者の許諾を得ることが求められる。

① 初等中等教育

基本的な考え方

■複製部数や公衆送信の受信者の数■

原則として、複製部数あるいは公衆送信の受信者の数は、授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の数を超えないこと。なお、著作権者の利益を不当に害することまでは認めていないことについて、十分留意すること

小規模な教育機関における授業で、全学年や全校の履修者等に配付する場合は、その全学年又は全校の履修者等の数が一般的な同じ種類の初等中等教育機関の授業の履修者等の数を超えないこと

■著作物の種類と分量■

- 紙、デジタル等形式にかかわらず原則として著作物の小部分の利用（※1）。ただし、小部分の利用が著作者人格権（同一性保持権）の侵害にあたる場合など、全部の利用が認められる場合もある（※2）

全部の例) 俳句、短歌、詩等の短文の言語の著作物

新聞に掲載された記事等の言語の著作物

単体で著作物を構成する写真、絵画（イラスト、版画等含む。注）、彫刻その他の美術の著作物、及び地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物

注 絵画のうち絵本については、1冊で1著作物とされているため、原則として小部分の利用

<不当に害する可能性が高い例>

例) 入学式等の学校行事で学年全体や全校の履修者等全員に配付すること

例) 同一の教員等が同一内容の授業を複数担当する場合や、双方向授業で送る側と受ける側で複数の教室が設定される場合などで、それらの授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の合計数を超える数の複製や公衆送信をすること

例) 同一の教員等がある授業の中で回ごとに同じ著作物の異なる部分を利用することで、結果として

その授業での利用量が小部分ではなくなること

例) 授業を行う上で、教員等や履修者等が通常購入し、提供の契約をし又は貸与を受けて利用する教師用指導書や、参考書、資料集、授業で教材として使われる楽譜、合唱や吹奏楽などの部活動で使われる楽譜、また、一人一人が学習のために直接記入する問題集、ドリル、ワークブック、テストペーパー(過去問題集を含む)等の資料に掲載されている著作物について、それらが掲載されている資料の購入等の代替となるような態様で複製や公衆送信すること

例) 美術、写真、楽譜など、市販の商品の売上に影響を与えるような品質や態様で提供すること。また、これらの著作物を一つの出版物から多数を取り出して利用すること

例) 製本して配布すること

例) 組織的に素材としての著作物をサーバーヘストック(データベース化)すること

※1 本項における分量についての、「小部分」については現場の教員等や履修者等の誤解を避けるため、諸外国の事例を参考に、可能な限り具体的な目安を示すよう、引き続き検討する。検討にあたっては、教科書に準拠した授業を行うことから、教科書に掲載されている著作物の複製や公衆送信が主で、その他の著作物が教材に用いられるとしても補助的なものと考えられる初中等教育の実情を考慮することとする。

※2「小部分」としている著作物であっても、著作権者の権利を不当に害しない範囲で、授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において「全部」利用できることもあり得ることについては、例示等によって明確化する。

注・教材に用いられた著作物の利用のうち、履修者等に対する送信可能化については、当該教材を用いて行った授業を受けた履修者等の当該授業履修期間終了まで送信可能化する場合は権利者の権利を不当に害しない可能性が高いと思われる(当該履修者等の受信権限が解除されていれば削除することまでは求めない)が、当該期間を超え在学中送信可能化する場合の取扱いについては、今後の検討とする

・上記以外の例については引き続き検討し、具体的なものを典型例に追記する

・既に絶版となっているなど、購入することができない出版物に掲載されている著作物を利用する場合の但書に該当する利用については、今後の検討とする

② 高等教育

基本的な考え方

■複製部数や公衆送信の受信者の数■

原則として、複製部数あるいは公衆送信の受信者の数は、授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の数を超えないこと。なお、注意書にある著作権者の利益を不当に害することまでは認めていないことについて、十分留意すること

■著作物の種類と分量■

- 紙、デジタル等形式にかかわらず原則として著作物の小部分の利用(※1)。ただし、小部分の利用が著作者人格権(同一性保持権)の侵害にあたる場合など、全部の利用が認められる場合もある(※2)

全部の例) 俳句、短歌、詩等の短文の言語の著作物

新聞に掲載された記事や学協会が発行・発売する学協会誌に掲載された論文(※3)等の言語の著作物

単体で著作物を構成する写真、絵画(イラスト、版画等含む。注)、彫刻その他の美術の著作物、及び地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物

注 絵画のうち絵本については、1冊で1著作物とされているため、原則として小部分の利用

<不当に害する可能性が高い例>

例) 入学式等で学年・学部全体や履修者等全員に配付すること

例) 同一の教員等が同一内容の授業を複数担当する場合や、双方向授業で送る側と受ける側で複数の教室が設定される場合などで、それらの授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の合計数を超える数を複製や公衆送信すること

例) 同一の教員等がある授業の中で回ごとに同じ著作物の異なる部分を利用することで、結果としてその授業での利用量が小部分ではなくなる

例) 授業を行う上で、教員等や履修者等が通常購入し、提供の契約をし又は貸与を受けて利用する教科書や、一人一人が演習のために直接記入する問題集等の資料(教員等が履修者等に対して購入を指示したものを含む。)に掲載された著作物について、それらが掲載されている資料の購入等の代替となるような態様で複製や公衆送信すること

例) 美術、写真、楽譜など、市販の商品の売上に影響を与えるような品質や態様で提供すること。また、これらの著作物を一つの出版物から多数を取り出して利用すること

例) 製本して配布すること

例) 組織的に素材としての著作物をサーバーヘストック(データベース化)すること

- ※1 本項における分量についての、「小部分」については現場の教員等や履修者等の誤解を避けるため、諸外国の事例を参考に、可能な限り具体的な目安を示すよう、引き続き検討する。
- ※2「小部分」としている著作物であっても、著作権者の権利を不当に害しない範囲で、授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において「全部」利用できることもあり得ることについては、例示等によって明確化する。
- ※3 学協会が発行・発売する学協会誌に掲載された論文以外の論文の分量については、引き続き検討する。

注・著作物のコースパックについては今後の検討とする

- ・教材に用いられた著作物の利用のうち、履修者等に対する送信可能化については、当該教材を用いて行った授業を受けた履修者等の当該授業履修期間終了まで送信可能化する場合は権利者の権利を不当に害しない可能性が高いと思われる(当該履修者等の受信権限が解除されていれば削除することまでは求めない)が、当該期間を超え在学中送信可能化する場合の取扱いについては、今後の検討とする
- ・上記以外の例については引き続き検討し、具体的なものを典型例に追記する
- ・既に絶版となっているなど、購入することができない出版物に掲載されている著作物を利用する場合の但書に該当する利用については、今後の検討とする

③その他

以下の項目の取扱いについては検討

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 著作物レンタルや、デジタルサービス(デジタル教材、データベース、ワークシート、フォトサービス等)、コンテンツ配信契約、有料放送、有料音楽配信等のうち、教育利用であるか否かに関わらず複製、公衆送信して利用することが禁止されていることを定めている契約を、それぞれのサービスを提供する者との間締結した場合において、当該契約により入手した著作物を利用すること● コピーやアクセスの制限をかけられた著作物の複製又は公衆送信利用
例) Blu-ray Disc/DVD などの映画の著作物等 |
|--|

※「該当する例」「該当しない例」には、すべてを網羅しているわけではありません。

参考資料

1 授業の過程における利用行為と著作権法上の扱いについて (文化庁作成)

(参考) 授業の過程における利用行為と著作権法上の扱いについて

	教室での対面授業	遠隔合同授業等	スタジオ型の遠隔授業 (同時双方向)	オンデマンド型の遠隔授業
教員等	各教室にそれぞれ教員(教科担当)がいる	配信側：教員 受信側：教員不在	配信側：教員 受信側：教員不在の場合あり	
配信側の教室等における生徒の有無	生徒等がいる	生徒等がいる (対面型)	生徒等がいない (スタジオ型)	
各教育機関での実施の可否	各教育機関で可能	高校で可能 大学等で可能	高校で可能 平成27年度に解禁 大学等で可能	大学等で可能
「双方向」/ 「一方向」	「双方向」・「一方向」		「双方向」	「一方向」
個々の授業の生徒数	<小中高> (標準) 40人以下 <大学等> 授業形態により異なる※	<小中高> [(標準) 40人以下] x 学籍数 <大学等> 授業形態により異なる※	<高校> (標準) 40人以下 <大学等> 授業形態により異なる※	<大学等> 授業形態により異なる※ <small>なお、小中高でも病気療養・不登校児童・生徒等向けの配信は考えられる。</small>
著作物の利用形態	複製 公の伝達 公衆送信	複製・公衆送信 対面授業で利用している著作物以外の著作物を送信する場合は除く	公衆送信	公衆送信
教授と受講のタイミング	同時	同時	同時 (異時) [異時・予備留用のメール送信等]	異時
法改正前の扱い	原則許諾不要・無償 (35条1項) 【昭和46年～】	原則許諾不要・無償 (35条2項) 【平成15年～】	原則許諾不要・無償 (35条2項) 【平成15年～】	原則許諾必要 ・ライセンス料
改正後の著作権法上の扱い	原則許諾不要・無償 (35条1項) 【教育現場の混乱への配慮】 (補償金は将来的課題)	原則許諾不要・無償 (35条1項) 【教育現場の混乱への配慮】 (補償金は将来的課題)	原則許諾不要・無償 (35条3項) 【教育現場の混乱への配慮】 (補償金は将来的課題)	原則許諾不要 ・補償金 (35条2項)

※ただし、権利者の利益を不当に害さない範囲に限る。

2 著作権法における権利制限の例

著作権法には、私的な使用目的での複製など、著作権侵害にはあたらないとする事例も定められています（＝著作権者の権利が制限されます）。ただ、そのような事例においても、それぞれの条文により適用の要件が定められており、著作権者の利益を不当に害する場合は認められなかったり、無許諾で利用できても補償金の支払いが必要だったりする場合があります。

私的使用のための複製 (第30条)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人的又は家庭内もしくは家庭に準ずる閉鎖的な範囲で使用する場合に適用されます。 ・一般的に業務上の利用については私的使用に含まれないと考えられます。
図書館等における複製等 (第31条)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共図書館の他に学校教育法上の大学、高等専門学校、特別法上の教育機関等政令で定める機関の図書館等が行う複製サービス等に適用されます。 ・小、中、高の図書室は複製が認められる「図書館等」には含まれません。
引用 (第32条)	<ul style="list-style-type: none"> ・教員等又は履修者等の論文、レポート等の作成に当たって、他人の著作物を利用する場合等に適用されます。(32条1項) ・明瞭区分性、主従関係等の要件が必要とされています(パロディ事件<S55.3.28最高裁判決>)。また近時、引用の要件である「公正な慣行」や「引用の目的上正当な範囲」に該当するかどうかを様々な事情を総合的に考慮して判断するという考えに基づく判例もあります。(絵画鑑定書事件<H22.10.31知財高裁判決>) ・論文、レポート等の作成以外にも教材の作成や授業のやり方によっては引用の規定が適用される場合があります。 ・周知目的の公的機関名義の広報資料、調査統計資料、報告書等を説明の材料として刊行物に転載する場合に適用があります。(第32条2項)
試験問題としての複製等 (第36条)	<ul style="list-style-type: none"> ・入試問題、定期試験等の問題を作成し、利用する場合に適用があります。(第36条1項) ・紙媒体を用いた試験だけでなく、インターネット(公衆送信)を用いた試験も対象となります。
教科用図書代替教材への掲載等 (第33条2)	<ul style="list-style-type: none"> ・教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の必要上で認められる限度において、デジタル教科書に掲載することができます。 ・掲載にあたっては、教科用図書の発行者への通知と、著作権者への補償金の支払いが必要です。
営利を目的としない上演等 (第38条)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の文化祭での演奏会等、非営利で聴衆・観衆から料金を取らず、出演者に報酬が支払われない等の条件を満たせば利用できます。 ・公衆送信は含まれません。

<p>公開の美術の著作物等の利用 (第46条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・彫刻など美術の著作物で、屋外に恒常的に設置されているものはパンフレットなどに利用できます。 ・彫刻など著作物の複製を作るには、別に許諾を取る必要があります。
<p>複製権の制限により作成された複製物の譲渡 (第47条の7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権法35条等の複製権の権利制限規定によって無許諾で作成された複製物は、著作権者の許諾を得ることなく公衆に提供することができます。
<p>目的外使用 (第49条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・権利制限規定によって作成された複製物を、それぞれの規定で認められた作成の目的とは別の目的で配布したり、公衆に提示したりするには、別に許諾を取る必要があります。

3 関連法令、根拠法令等

(1)「非営利の教育機関」

○学校教育法

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

第134条 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

<教育センター、図書館、博物館、公民館等 関連>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

<教育センターでの研修 関連>

○教育公務員特例法

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

<株式会社立学校 関連>

○構造改革特別区域法

第12条11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

著作権法 (昭和45 年法律第4 8号)	第35条 第1項	設置されている ものを除く。	設置されているものを除き、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。第38条第1項において同じ。）の設置する学校を含む。
	第38条 第1項	又は観衆 受けない場合	若しくは観衆 受けない場合又は学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆から料金を受けずにその教育若しくは研究を行う活動に利用する場合

(2) 初等中等教育での「授業」

▽小中高共通：特別活動

学校教育法施行規則、小・中・高校の学習指導要領

学級活動、クラブ活動、児童・生徒会活動、学校行事、その他

▽小学校（義務教育学校の前期課程）

学校教育法施行規則（第50条、51条、52条等）

国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、道徳、外国語、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動（特別支援学校）、宗教（道徳の代替）など

▽中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程）

学校教育法施行規則（第72条、73条、79条）

国語、社会、数学、理科、音楽、外国語、美術、保健体育、技術・家庭 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動（特別支援学校）、宗教（道徳の代替）など

▽高等学校（中等教育学校の後期課程）

学校教育法施行規則（第84条等）

○普通教科 国語、地理歴史、公民、数学、理科、外国語、保健体育、芸術、家庭、情報、学校設定教科

○専門教科 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、外国語、理数、体育、音楽、美術、学校設定教科

○教科以外 総合的な探究の時間、特別活動、自立活動、宗教（道徳の代替）

○学習指導要領 特別活動（年間35時間程度）

<小学校>

学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事

<中学校>

学級活動、生徒会活動、学校行事

<高等学校>

ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事

◆教育課程外活動に関して

<中学校、高校の部活動 関連>

○中学校学習指導要領 第1章総則（平成29年告示）

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

○学校教育法施行規則

第78条の2 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁：平成30年3月）

○文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁：平成30年3月）

<その他>

◆公開（研究）授業

○平成29年告示 小学校学習指導要領 第1章総則 第3節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

◆授業検討会

○平成29年告示 小学校学習指導要領 第1章総則 第3節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

◆地域住民や保護者等への授業公開（授業参観）

○学校教育法

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

○学校教育法施行規則

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

※これらの規定は、幼稚園（第28条）、中学校（第49条）、高等学校（第62条）、中等教育学校（第70条）、特別支援学校（第82条）、専修学校（第133条）及び各種学校（第134条第2項）に、それぞれ準用する。

(3) 高等教育での「授業」

○学校教育法

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

○大学設置基準

第19条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

第31条

2 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で学校教育法第105条に規定する特別の課程を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

○学校教育法

第105条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

注：履修証明プログラムは「特別の課程」である。

○平成3年文部省告示第68号（大学設置基準第29条第1項の規定による大学が単位を与えることのできる学修）＝令和元年8月に一部改正

- 1 大学の専攻科又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条の規定により大学が編成する特別の課程における学修
- ...
- 6 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第3備考第6号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学、短期大学等が行う講習又は公開講座における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 7 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学、短期大学その他の教育機関が行う社会教育主事の講習における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 8 図書館法（昭和25年法律第118号）第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 9 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

<FDについての根拠>

○大学設置基準

第25条の3 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

<SDについての根拠>

○大学設置基準

第42条の3 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第25条の3に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

<大学が行う公開講座についての根拠>

○学校教育法

第107条 大学においては、公開講座の施設を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

○国立大学法人法

第22条 国立大学法人は、次の業務を行う。

4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

<専修学校>

○学校教育法

第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

2 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

4 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

○専修学校設置基準

第8条 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

2 専修学校の専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

3 前項の専門課程の授業科目の開設に当たっては、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

4 専修学校の一般課程においては、その目的に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

○平成11年文部省告示第184号（専修学校設置基準第10条第1項及び第3項の規定による専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修）

1 省令第11条第1項の別に定める学修は、次に掲げる学修とする。

（略）

三 大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校が付随事業として提供する公開講座その他の学修機会における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する学修

（略）

（4）社会教育施設での「授業」

<公民館における「授業」>

○社会教育法

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

1 定期講座を開設すること。

2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

<図書館における「授業」>

○図書館法

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(略)

6 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

…

8 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

(略)

<博物館における「授業」>

○博物館法

第3条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

(略)

7 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

…

9 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

(略)